

各位

## 福岡県信用保証協会

### 経営力強化保証の取扱開始について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年7月1日から新たな保証制度として、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする保証制度の要綱を下記のとおり制定し、取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

なお、以前取り扱っておりました「経営力強化保証」（平成24年10月1日制定、令和5年3月31日廃止）から一部要件等が変更となっておりますので、ご注意ください。

#### 記

#### 1. 制定する要綱

経営力強化保証要綱

#### 2. 実施日

令和6年7月1日から（保証協会受付基準）

※要綱等につきましては、当協会ホームページ（金融機関専用ページ、特別保証制度の要綱・要領、書式のダウンロード）からダウンロードできますのでご利用ください。

本通知に関するお問い合わせ先  
企業支援部業務企画課  
（担当 田島・楠本）  
TEL 092-415-2609

制 度 名	経営力強化保証																																		
制 度 コ ー ド	398504 経営力強化4 (真水資金) 398505 経営力強化5 (借換資金・真水可・一般) 398506 経営力強化6 (借換資金・真水可・SN5号)																																		
目 的	中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする。																																		
申込人資格要件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者																																		
保証限度額	2億8,000万円（組合の場合は、4億8,000万円）																																		
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度の方式による																																		
対 象 資 金	<p>事業計画の実施に必要な事業資金</p> <p>経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症に係る借入金（注1）を借り換える場合に限る。</p> <p>注1：既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金</li> <li>・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金</li> <li>・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金</li> <li>・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金</li> <li>・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金</li> </ul>																																		
保証期間	<p>【一括返済の場合】1年以内</p> <p>【分割返済の場合】運転資金5年以内、設備資金7年以内</p> <p>ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内</p> <p>※据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内</p>																																		
返済方法	一括返済又は分割返済																																		
担 保	必要に応じて徴求																																		
保 証 人	必要に応じて徴求。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。																																		
信用保証料	<p>保証料率ガイドラインにおける信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。但し、料率区分が第9区分の場合及び申込時の信用力が判定できない場合（財務諸表がない場合等）は、一区分低い料率の適用は行わない。</p> <p>また、セーフティネット5号については0.70%。</p> <p>【経営力強化保証における信用保証料率】 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>財務なし</th> <th>SN5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有対象</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>0.45</td> <td>1.15</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table>											料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務なし	SN5号	責任共有対象	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	1.15	0.70
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務なし	SN5号																								
責任共有対象	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	1.15	0.70																								
貸付利率	金融機関所定利率																																		
取扱金融機関	<p>約定締結金融機関</p> <p>ただし、自らが認定経営革新等支援機関でない場合は、認定経営革新等支援機関と連携するものに限る。</p>																																		

添付資料	<p>(1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書</p> <p>(2) 事業行動計画書（申込人が策定したもの）（注2）</p> <p>(3) 経営安定関連保証5号については市町村の認定書</p> <p>(注2) 事業計画書は次の内容を満たすもの（含むもの）とする。</p> <p>① 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。</p> <p>② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定</p> <p>③ 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果</p> <p>④ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画</p>
金融機関の責務及び報告	<p>(1) 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。</p> <p>(2) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。</p> <p>(3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>(4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。</p>

## 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

(中小企業者) 住所  
名称  
代表者

私は、別添の事業行動計画書に基づき、経営力強化保証の申し込みを行う者であることを届け出いたします。

別添の事業行動計画書は、私自らが策定したものであり、計画の実行及び融資金融機関に対する進捗の報告（四半期毎）を行うことを確約いたします。

なお、本制度では本制度固有の信用保証料率の引下げが適用される場合がありますが、当該確約を遵守しない場合は、当該引下げが適用されない信用保証料率によって計算した信用保証料を支払うこと等、貴信用保証協会の指示に従います。

【認定経営革新等支援機関】 支援機関名 \_\_\_\_\_

### 【経営力強化保証の申込内容】

- ・ 融資金融機関（支店名） \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ 支店 ・ 本店）
- ・ 申込金額及び資金使途 \_\_\_\_\_千円（ \_\_\_\_\_ 運転・設備 ） 該当に○印  
（うち既存保証協会保証付融資の借換 \_\_\_\_\_千円）
- ・ 事業行動計画書における申込資金の位置付け  
事業年度 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月期 借入額 \_\_\_\_\_千円の（ \_\_\_\_\_ 一部・全部 ） 該当に○印

### 【認定経営革新等支援機関使用欄】

私は、融資金融機関と連携し（融資金融機関と認定経営革新等支援機関が同一の場合には自らが）、以下に記載の経営支援を行うことを確約いたします。

なお、記載した内容について、中小企業庁、金融庁、信用保証協会、全国信用保証協会連合会、日本政策金融公庫（保険部門）に提供されることにつき同意いたします。

経営支援の内容（該当に○印（複数選択可））

- a 創業支援   b 事業計画策定支援   c 事業承継   d M&A   e 生産管理・品質管理   f 情報化戦略  
g 知財戦略   h 販路開拓・マーケティング   i 人材育成   j 人事・労務   k 海外展開   l BCP作成支援  
m 物流戦略   n 金融・財務   o その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

※経営支援の内容の詳細は、別添事業行動計画書参照。

令和 年 月 日

(認定経営革新等支援機関) 住所  
名称  
代表者  
連絡先 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
担当 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

印

- ※ この届出書に事業行動計画書を添付して、融資金融機関にご提出ください。（金融機関から信用保証協会に提出されます。）
- ※ 複数の金融機関から融資を受ける場合には、融資金融機関名の欄に、融資を受ける金融機関を併記してください。
- ※ 複数の認定経営革新等支援機関から支援を受ける場合には、一支援機関について一枚の届出書をご提出ください。
- ※ この届出書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の可否は、融資金融機関及び信用保証協会が審査のうえ決定します。

計画策定日： 令和 年 月 日

## 事業行動計画書

## 1. 事業者名等

住所	
法人名	
代表者名	
又は氏名	

## 【情報提供の同意】

経営力強化保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、  
 が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が から提供された情報を経済産業省に対して提供することに  
 ついて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数、決算・税務申告及び財務評価に関する情報 *事業者名は経済産業省に提供されません。	政策効果の検証

## 【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面確認 <input type="checkbox"/> オンライン確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

## 【認定経営革新等支援機関】

認定経営革新等支援機関名	当社が受ける経営支援の内容

\*「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書における経営支援の内容で○をした項目のアルファベットとその詳細をご記入ください。

2. 現状認識<sup>(※1)</sup>

No.	項目	内容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	(課題)	
③	経営状況 財務状況	
	(課題)	

## 3. 財務分析

直近の決算期	
①売上増加率（売上持続性）（%）	④EBITDA有利子負債倍率（健全性）（倍）
②営業利益率（収益性）（%）	⑤営業運転資本回転期間（効率性）（か月）
③労働生産性（生産性）（千円）	⑥自己資本比率（安全性）（%）

\*表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。（※2）  
 個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

## 4. 計画終了時点における将来目標

\*「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
	倍	倍	倍	倍	倍

\*個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

## 5. 具体的なアクションプラン

\*「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定年度の属する事業年度となります。  
 改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。  
 「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
	取組計画					
	改善目標指標					
	取組計画					
	改善目標指標					
	本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)					

## 6. 収支計画及び返済計画

(単位：千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月 期)	計画1年目 (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

2. 現状認識  3. 財務分析  4. 計画終了時点における将来目標  5. 具体的なアクションプラン  6. 収支計画及び返済計画

以上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。

ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben/](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下「6つの財務指標」の通りです。

(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～



①売上増加率 【計算式】＝(売上高/前年度売上高)－1 【意 義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】＝営業利益/売上高 【意 義】本業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】＝営業利益/従業員数 【意 義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】＝(借入金－現預金)/営業利益＋減価償却費 【意 義】(営業利益＋減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間 【計算式】＝(売上債権＋棚卸資産－買入債務)/月商 【意 義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】＝純資産/総資産 【意 義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。